

## 大規模小売店舗立地法の手続きの流れ

手続き	説明
①事前の概要説明	
②大規模小売店舗の新設・変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>超の店舗</li> <li>・届出内容は公告・縦覧されます</li> </ul>
③地元説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出から2ヶ月以内に店舗の設置者が行って下さい</li> </ul>
④地元市町村、地域住民等の意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告から4ヶ月以内に提出</li> <li>・意見の内容は公告・縦覧されます</li> </ul>
⑤県の意見の通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出から8ヶ月以内に通知されます</li> <li>・意見の内容は公告・縦覧されます</li> </ul>
県の意見が述べられた場合	
⑥出店者による自主的対応策の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応策の内容は公告・縦覧されます</li> </ul>
対応策が県の意見を適性に反映しておらず、周辺的生活環境に著しい影響があると考えられる場合	
⑦地元市町村の意見書の提出	
⑧県による勧告等	